

伊 勢 市 公 報

第 223 号
平成 27 年 2 月 20 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市契約規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 道路の区域変更について	4
○ 道路の供用開始について	5
○ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について	6
○ 道路の供用開始について	8
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	9
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	10
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	11
○ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿関係	
・ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	12
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	13
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	14
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙人名簿登録の移替えの延期について	16
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	17
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	18
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	19
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	20
○ 伊勢都市計画学校の変更に係る案の縦覧について	21
○ 伊勢都市計画公園の変更に係る案の縦覧について	23
○ 公示送達	25
○ 公示送達	26
○ パブリックコメントの結果公表について	29
○ パブリックコメントの結果公表について	30

伊勢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 2 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 4 号

伊勢市契約規則の一部を改正する規則

伊勢市契約規則（平成17年伊勢市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（随意契約の発注見通し等の公表）

第20条の3 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約による契約について、毎年度、当該年度の契約の発注の見通しを公表するものとする。

2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約による契約を締結したときは、契約の相手方の名称、契約金額その他契約の内容に関する事項を公表するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 10 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 2 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	茶屋 1 号線	二見町江 578 番 5 地内から 二見町江 578 番 5 地先まで	旧	3.7～5.2	36.0
			新	3.0～3.0	75.5

伊勢市告示第 11 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 2 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
茶屋 1 号線	二見町江 578 番 5 地内から 二見町江 578 番 5 地先まで	平成 27 年 2 月 4 日

伊勢市告示第 12 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

平成 27 年 2 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
所在地 伊勢市御薊町長屋 2767 番地
- 2 事業所の名称及び所在地
名称 伊勢障害者計画相談支援事業所
所在地 伊勢市二見町茶屋 456 番地 2
- 3 指定の年月日 平成 27 年 2 月 1 日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
計画相談支援
障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者
特定なし

6 事業所番号

特定相談支援 2430800744

障害児相談支援 2470800091

伊勢市告示第 13 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 2 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小林 2 号線	御菌町小林字西川原 2339 番地先から 御菌町小林字西川原 2318 番 1 地先まで	平成 27 年 2 月 10 日

伊勢市教育委員会告示第2号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成27年2月12日

伊勢市教育委員会
委員長 畠中節夫

記

- 1 日時 平成27年2月18日(水)午後7時
- 2 場所 伊勢市教育委員会(小俣総合支所)2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第2号 平成27年度教育関係予算について
 - 議案第3号 平成26年度教育関係補正予算(第6号)について
 - 議案第4号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 議案第5号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部改正について
 - 議案第6号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について
 - 議案第7号 山田奉行所記念館の指定管理者の指定について
 - 議案第8号 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について
 - 議案第9号 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正について
 - 議案第10号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第1号

平成27年3月1日現在で調製の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条
第1項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成27年2月2日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西宮 晴一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

(参考)

縦覧期間 3月3日(火)から7日(土)までの5日間
(公職選挙法第23条)

伊勢市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成27年2月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
※休日は、本庁舎1階守衛室

(参考)

縦覧期間 3月3日（火）から同月7日（土）までの5日間
（公職選挙法施行令第23条の11）

伊勢市選挙管理委員会告示第3号

平成27年1月1日現在で調製の伊勢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所を、
下記のとおり定めます。

平成27年2月2日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

(参考)

縦覧期間 2月23日(月)から3月9日(月)までの15日間
(農業委員会等に関する法律第11条の規定による、公職選挙法第23条第1項の読み替え準用及び公職選挙法第270条の準用)

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定による、公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記のとおり定めます。

平成27年2月2日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西宮 晴一

記

- | | |
|----------------|------------------------------|
| 1 公表の方法 | 伊勢市公告式条例による |
| 2 公表に係る閲覧状況の期間 | 自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日 |
| 3 公表の時期 | 平成27年2月 |

伊勢市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、次のとおり公表します。

平成27年2月2日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西宮 晴一

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	(株)スクエア三重事業所	e-モニター(三重県が行なう電子アンケート回答者)の募集案内送付のため	H26.1.27	全地区 520人	三重県津市島崎町137-49	第28条の3第1項
2	(株)サーベイリサーチセンター (株)インテージリサーチ	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H26.1.29	中須町 43人	東京都荒川区西日暮里2-40-10 東京都東久留米市本町1-4-1	第28条の3第1項
3	(社)新情報センター	消費動向調査	H26.1.29	藤里町・前山町・大倉町 40人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
4	(株)サーベイリサーチセンター (株)インテージリサーチ	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H26.4.15	宮川2丁目・中島1丁目 43人	東京都荒川区西日暮里2-40-10 東京都東久留米市本町1-4-1	第28条の3第1項
5	皇學館大学	皇學館大学における教育研究活動、地域福祉とまちづくりに関する学術調査	H26.6.9 H26.6.10 H26.6.11	全地区 1,000人	三重県伊勢市神田久志本町1704	第28条の3第1項
6	(株)サーベイリサーチセンター (株)インテージリサーチ	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H26.7.15	辻久留2丁目 43人	東京都荒川区西日暮里2-40-10 東京都東久留米市本町1-4-1	第28条の3第1項
7	(社)共同通信社	日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出	H26.9.16	中島第2・豊浜第1投票区 24人	東京都港区東新橋1-7-1	第28条の3第1項
8	(株)スクエア三重事業所	「防災に関する県民意識調査」アンケート依頼者抽出	H26.9.18	全地区 347人	三重県津市島崎町137-49	第28条の3第1項
9	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H26.10.31	八日市場町・上地町 100人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
10	(株)スクエア三重事業所	「第4回みえ県民意識調査」アンケート依頼者抽出	H26.12.22	全地区 720人	三重県津市島崎町137-49	第28条の3第1項

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

平成27年4月12日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙に伴い、平成27年3月1日から同年4月12日までの間は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、平成27年4月13日以後に延期します。

平成27年2月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

伊勢市上下水道事業告示第1号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成27年2月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
340	大津設備	津市河芸町杜の街 1丁目27番地5	平成27年2月3日

伊勢市上下水道事業告示第2号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成27年2月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
386	大津設備	津市河芸町杜の街1 丁目27番地2	平成27年2月5日

伊勢市上下水道事業告示第3号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成27年2月13日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成27年2月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成27年3月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
一之木4丁目、大世古4丁目及び小俣町明野の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町1126番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 2 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第6号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成27年2月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画学校

12 宮川・沼木中学校

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御園総合支所地域振興課

伊勢市立伊勢図書館

4 縦覧期間

自 平成27年2月2日（月）

至 平成27年 2月16日 (月)

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第7号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成27年2月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画公園

- 7・5・1号宮川堤公園
- 6・5・1号五十鈴公園
- 5・5・1号倉田山公園
- 5・5・2号宮川河川敷公園
- 4・5・2号清水公園
- 4・4・1号月見ヶ丘第1公園
- 3・3・1号古市公園
- 3・3・1号宮川公園
- 3・3・2号一色公園
- 3・3・3号離宮院公園
- 3・3・3号月見ヶ丘第2公園

3・3・4号二見浦公園

2・2・31号寝起松公園

2・2・63号若山公園

2・2・64号下之惣公園

2・2・65号明野北部公園

2・2・66号今一色公園

2・2・67号新開公園

2・2・68号上條公園

2・2・69号高向公園

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御園総合支所地域振興課

伊勢市立伊勢図書館

4 縦覧期間

自 平成27年2月2日（月）

至 平成27年2月16日（月）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 8 号

公 示 送 達

次の者の平成 26 年度市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 27 年 2 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第9号

公 示 送 達

下記の者の平成26年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成27年2月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略

12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略
28	省略	省略
29	省略	省略
30	省略	省略
31	省略	省略
32	省略	省略
33	省略	省略
34	省略	省略
35	省略	省略
36	省略	省略
37	省略	省略
38	省略	省略
39	省略	省略
40	省略	省略
41	省略	省略
42	省略	省略
43	省略	省略

44	省略	省略
45	省略	省略
46	省略	省略
47	省略	省略
48	省略	省略
49	省略	省略
50	省略	省略
51	省略	省略
52	省略	省略
53	省略	省略
54	省略	省略
55	省略	省略
56	省略	省略
57	省略	省略
58	省略	省略
59	省略	省略
60	省略	省略
61	省略	省略
62	省略	省略
63	省略	省略
64	省略	省略
65	省略	省略
66	省略	省略

伊勢市公告第 10 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 27 年 2 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市子ども・子育て支援事業計画（案）
- 2 案の公告日
平成 26 年 12 月 5 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部こども課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 11 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（仮称）の骨子案等に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 27 年 2 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 案の題名

- (1) 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（仮称）骨子案
- (2) 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（仮称）骨子案

2 案の公告日

平成 26 年 12 月 9 日

3 提出された意見の概要

なし

4 提出された意見に対する市の考え方

なし